**タケノコ出荷の流れ**

生産者台帳登録届を提出する

タケノコの放射性物質検査を過去に行ったことがありますか？

はい

過去の放射性物質検査の結果は

５０㏃/㎏を超えましたか？

いいえ

はい

いいえ

土浦市と茨城県の放射性物質検査が必要（※１）

検査結果が不適切

（食品基準値(100㏃/㎏)を超えた場合）

検査合格

（食品基準値(100㏃/㎏)を超えなかった場合）

出荷前検査を実施（※２）

検査結果が不適切

（食品基準値(100㏃/㎏)を超えた場合）

検査合格

（食品基準値(100㏃/㎏)を超えなかった場合）

出荷停止

出荷可能（※３）

※１　皮を剥いたタケノコ８００gを１センチ角に切ったものを農林水産課まで

提出してください。

※２　タケノコを出荷するには、出荷前検査を市内３箇所で実施し、検査の結果が

基準値１００㏃/㎏以下である必要があります。

検査の結果が基準値５０㏃/㎏を超えた場合は、出荷前検査を追加で実施する

必要があります。

※３　出荷可能になった後も１週間に１回、市内１箇所で定期検査を実施する必要が

あります。

【参考】なお、出荷とは直売所や市場等に出荷することをいいます。

自家消費や特定の者への贈答は含みません。

ただし、不特定多数に配布する行為は出荷に該当するため、検査が必要です。